

令和8年度 秋田市立川尻小学校いじめ防止基本方針

1 いじめの定義と基本的な考え方

(1) 基本理念

- ◆子どもが安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わず、いじめの防止に取り組みます。
- ◆いじめが、いじめられた子どもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることについて、子どもが十分に理解できるようにします。
- ◆学校、家庭、地域の連携の下、いじめの問題を克服できるようにします。

(2) いじめの定義

子どもが一定の人間関係にある者から、心理的または物理的な攻撃（インターネットなどを通じて行われるものを含む。）を受けることにより、精神的または肉体的な苦痛を感じるものをいう。

(3) 基本的な考え方

いじめは人間の尊厳を脅かし、人権を侵害するものであり、決して許されない行為です。
子どもたちをいじめから守るためには、いじめについて次のように理解することが重要です。

- ・いじめは、人として絶対に許されないこと。
- ・いじめは、どの子どもにも、どの場所でも起こりうるものであること。
- ・いじめは、見ようとしなければ見えないこと。
- ・いじめは、加害も被害も両方経験する場合があること。
- ・いじめは、加害者と被害者の関係だけでなく、周りではやし立てる子ども、見て見ぬふりをする子どもの存在など、集団全体にかかわる問題であること。
- ・いじめは、いじめられる子どもにも問題があるとの考え方では解決しないこと。
- ・いじめは、刑事罰が課せられたり、損害賠償責任が発生したりする不法行為であること。
- ・いじめは、学校、家庭、地域が、一体となって取り組むべき問題であること。

本校ではこのような理解に立ち、子どもと子ども、子どもと教職員、保護者と教職員、学校と地域の信頼関係をいっそう深め、いじめの未然防止に努めます。また、日ごろから子どもの人間関係を把握し、ささいな変化やわずかな兆候を見逃さず、いじめの早期発見に努めます。

いじめが起きた際には、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添いながら、問題の解決に力を注ぎます。そして、いじめた子どもに心からの反省を促し、よりよい人間関係や集団づくりをめざして、子どもたちが安心して学校生活を送ることができるよう、継続的な支援に努めます。

2 いじめ防止等の対策のための組織の設置

いじめの防止に向けた取組を組織的に行うため、複数の教職員のほか、外部専門家等の参加を得ていじめ防止等の対策のための組織を設置します。

- ・校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭等による「いじめ対策委員会（すこやか委員会）」を組織します。
- ・本委員会において、基本方針や年間計画の策定、見直しのほか、いじめ防止に向けた取組状況等について協議します。
- ・上記教職員以外に必要に応じて広域カウンセラーにも入っていただき、情報の共有や個別のいじめ事案における対応方針の決定、対応状況の確認等を行います。

3 いじめの未然防止のための取組

未然防止の基本は、すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加し、活躍できる学校づくりを進めていくことから始まります。そのためには、生徒指導の実践上の4つの視点「自己存在感をもたせる」「共感的な人間関係を育成する」「自己決定の場を設定する」「安全安心な風土の醸成」が、毎日の学校生活の中で生かされていかなければなりません。

川尻小学校では、生徒指導の実践上の4つの視点が、学校生活のあらゆる場面で機能するような学校づくりを目指します。

- 自己存在感（自己有用感）をもたせる
一人一人が価値ある存在であることを実感する場面をつくる
- 共感的な人間関係を育成する
ありのままに自分を表現できる、あたたかい人間関係をつくる
- 自己決定の場を設定する
自分で選択したり決定したりして実行する場面をつくる
- 安全安心な風土の醸成
お互いの個性や多様性を認め合い、安心して学校生活を送ることができる雰囲気をつくる

(1) 「分かる・できる授業」づくり

- ・生徒指導の実践上の4つの視点を生かした授業づくりを進めます。
- ・学習のやくそくを徹底し、けじめのある学習習慣を形成します。
- ・ITや少人数学習の効果的な活用を進め、個に応じた指導の充実を図ります。

(2) いごこちのよい学級・学年づくり、信頼関係づくりの推進

- ・学期の初めに学級のスローガンを話し合い、よりよい集団づくりをめざして生活していくことを共通理解します。
- ・学校生活全体を通して、教師と子ども、子どもと子どもの温かい信頼関係づくりを進めます。
- ・社会的なルールやマナーを身に付ける指導を通して、規範意識を育てます。
- ・進んで挨拶する子どもを育てます。
- ・子どもたちの主体的な活動を通して、「いじめを生まない学校づくり」の気運が高まるように支援します。
- ・特に配慮が必要な子ども（発達障がいや性同一性障害のある子ども、海外からの帰国など外国につながる子ども、大きな災害で避難した子どもなど）の特性や心情に配慮した適切な支援をします。

(3) 道徳教育の充実

- ・心に響く、道徳科の授業の充実を図ります。
- ・全教育活動を通じ、生命や人権の大切さについての指導を推進します。
- ・他者とのかかわり方を学ぶ授業の工夫を取り入れます。
- ・授業参観日での、道徳の授業提示に取り組みます。

(4) 情報モラル指導の充実

- ・LINE等によるネットトラブルの未然防止に向け、子どもたちを指導したり、家庭に周知を図ったりします。

(5) 家庭や地域との連携

- ・学級懇談や地域の連絡協議会などで、子どもの生活状況や家庭でのしつけについて話題にするなど、学校、保護者、地域が担うべき役割について共通理解を図ります。
- ・地域の有識者やPTA役員等の参加を得た学校運営協議会において、いじめ防止の取組状況について協議します。

4 いじめの早期発見のための取組

全教職員が日頃から子どもとのコミュニケーションを深め、信頼関係を構築するとともに、複数の目での観察を日常化し、ささいな変化やわずかな兆候であっても、軽視することなく積極的にいじめを認知するように努めます。

いじめの認知にあたっては、以下のような事案であっても、子どもの感じる被害性などに着目し、事実確認を行います。

- ・けんかしたり、ふざけ合ったりしている場合
- ・好意から行った行為が意図せずに相手側の子どもに苦痛を感じさせてしまった場合
- ・いじめられている状況が認められても、本人がそれを否定する場合
- ・インターネット上で悪口を書かれたことを本人が知らずにいる場合

(1) 学年担任による情報キャッチ

- ・学級担任一人だけではなく、学年部の教師が学年担任の意識をもって、複数の目で子どもたちの様子をきめ細かく観察します。チームで情報を共有することにより、早期発見に努めます。

(2) 学校生活アンケートの実施

- ・年4回（5月、7月、11月、2月）の生活アンケートのほか、必要に応じて状況を適切に把握するためのアンケートや面談などを実施します。

(3) 子どもとの個人面談の実施

- ・7月に子ども一人一人と、これまでの成長やこれからの課題などについて話し合い、学校生活や長期休業を充実させると共に、一人一人の状況を適切に把握するために子どもとの面談を実施します。

(4) 保護者との個人面談の実施

- ・保護者がいじめを相談しやすい体制づくりの基盤となる教職員と保護者の信頼関係づくりに努めます。
- ・7月（全家庭対象）と12月（希望者対象）の年2回実施し、家庭と情報を共有します。

(5) 相談窓口の周知

- ・学級担任以外に、学年主任、教頭、養護教諭、生徒指導主事が、子どもや保護者の相談窓口となります。
- ・関係機関の相談窓口の情報を提供します。

5 いじめへの組織的対応

学級担任が一人で抱え込むことなく、支援チームをつくり組織的に対応します。

対応にあたっては、いじめを受けた子どもや保護者の心情に寄り添うとともに、いじめた子どもに対しては毅然とした指導により、心からの反省を促します。また、いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者に、指導内容を含め、適切に情報を提供しながら、協力して解決を図ります。

(1) 対応策の検討と役割分担

- ・いじめの疑いがあるような行為が発見された場合、「いじめ対策委員会(すこやか委員会)」がいじめとして対応すべき事案か否かを判断します。
- ・いじめの事実が確認された場合は、「いじめ対策委員会(すこやか委員会)」を開き、対応策を検討します。
- ・どの教師がどの子どもの対応をするかなどの役割分担を決めます。
- ・集めた情報を集約し、解決を目指して組織で対応します。

(2) 迅速な実態把握と適切な指導・支援

- ・いじめを受けた子どもやいじめを通報した子どもの安全を確保した上で、適切な指導を行います。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方から聞き取った内容から事実関係を明らかにするとともに、それまでの人間関係等いじめの背景を踏まえて指導に当たります。
- ・いじめを受けた子どもおよび保護者の心情に寄り添い、心のケアを図ります。
- ・いじめた子どもに対する指導については、人格の成長を旨として、子どもの気持ちやいじめの原因・背景等を踏まえた上で毅然とした態度を通し、心からの反省を促します。
- ・いじめをしない、見逃さない、温かい人間関係が育まれるような集団づくりを目指して指導を継続します。
- ・いじめが解消している状態に至った場合でも、いじめが再発する可能性が十分あり得ることを踏まえ、いじめを受けた子どもおよびいじめた子どもについては日常的に、保護者と連携しつつ、注意深く観察します。

(3) 広域カウンセラー、関係機関との連携、調整

- ・必要に応じて、地域の広域カウンセラーを活用します。
- ・状況に応じて関係機関(教育委員会、児童相談所、警察等)と連携を図ります。
- ・犯罪行為と思われる事案が発生した際には、ためらわずに警察との連携を図ります。

(4) 保護者との連携

- ・いじめの内容を正確に伝え、指導方針を説明して理解や協力を得るよう努めるとともに、対応の経過や事後の子どもの状況等について、適切に情報を提供します。
- ・いじめた子ども、いじめを受けた子ども双方の保護者と協議しながら、子どもが安心して学校生活を送ることができるようになるまで支援を継続します。

(5) 重大事態への対応

- ・重大事態が発生した場合は、速やかに教育委員会に報告し、対応について協議します。

6 いじめ防止に向けた保護者や地域との連携

校報や学年・学級懇談などを通し、学校のいじめ防止に向けての取組を説明するとともに、保護者や地域の方々と協議し、子どもを見守る体制づくりに努めます。

(1) 生徒指導だよりによる情報発信

- ・いじめの防止の学校の取組等について、情報を発信します。
- ・学校内外で起こっているいじめを含めた問題行動等について情報提供を図り、保護者とともに考えるようにします。
- ・相談窓口等についても、分かりやすくお知らせします。

(2) 学年・学級懇談・学校運営協議会における説明・協議

- ・学年・学級におけるいじめ防止に向けての取組の状況を説明するとともに、保護者からの情報提供を踏まえて協議します。

(3) ホームページの活用

- ・学校の取組を随時更新し、児童会活動や学年集会など、いじめ防止に向けての取組や子どもたちの活動の様子を紹介します。

(4) 相談窓口、相談機関の周知

- ・学校以外の相談窓口や相談機関などを紹介します。

7 PDCAサイクルによる取組の検証

いじめ防止等のための取組に係る達成目標（未然防止の取組、アンケート・個人面談の実施等）を設定し、達成状況を評価する。

(1) アンケートの実施

- ・保護者や子どもに対する生活アンケートを実施し活用します。

(2) いじめ防止チェックリストの活用

- ・いじめ防止チェックリスト（秋田市学校教育の重点P37）を活用します。

(3) 学校評価の実施と活用

- ・いじめ防止等の取組に関する保護者や子ども等の学校評価を実施し、活用します。